

病児・病後児保育室保育児受入基準

平成 28 年 2 月 15 日
令和 6 年 3 月 13 日
保育所運営協議会承認

	病名	病児・病後児保育室受入基準	いちご保育園（通常保育）受入基準
第 2 種 学 校 伝 染 病	インフルエンザ	解熱後、隔離で（A型でも多種類あり） ※同室の場合、保護者に説明	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過すること（乳幼児は 3 日）
	百日咳	マクロライド系抗菌薬内服後 5 日以降	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了すること
	麻疹（はしか）	原則、預かりなし	解熱後 3 日を経過
	流行性耳下腺炎	症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離で	耳下腺などの唾液腺の腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好
	風しん	症状が安定していれば、隔離で	発疹が消失
	水痘	空気感染のため、外のドアで行き来するなど、完全な隔離が出来る状況であれば	全ての発疹が痂皮化
	咽頭結膜熱（プール熱）	症状が安定していれば、隔離で	主要症状が消え 2 日経過
	結核	原則、預かりなし	感染のおそれがなくなる
そ の 他 留 意 す べ き 感 染 症	新型コロナウイルス感染症	原則、預かりなし	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること 無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
	ウィルス性胃腸炎（ノロ・ロタ）	症状が安定し、水分摂取が可能であれば、隔離で	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が可能
	急性出血性結膜炎	隔離で	医師により感染の恐れがないと認められること
	髄膜炎菌性髄膜炎	発熱・嘔吐なければ	医師により感染の恐れがないと認められること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157, 026, 0111 他）	原則、預かりなし	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認
	溶連菌感染症	抗菌薬内服を開始していれば	抗菌薬内服後 24～48 時間を経過
	マイコプラズマ肺炎	抗菌薬内服を開始していれば	発熱や激しい咳が治まっている
	手足口病	症状が安定していれば	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑	通常保育で差し支えない	全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	症状が安定していれば	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウィルス感染症	症状が安定していれば	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
	帯状疱疹	可能	全ての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	症状が安定していれば	解熱し機嫌が良く全身状態が良い

※「症状が安定していれば」への対応

水分摂取が可能か、ぐったりしているか、通常と比較して極度に元気が無いか等を確認して受け入れ判断する。